

益城町_公私連携保育法人募集要綱（公私連携型保育所_第2保育所）

益城町では、4園の保育所を直接運営していますが、保育士や調理員が不足傾向にあり、施設の老朽化も進んでいるため、令和4年度に「町立保育所のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を組織し、そのあり方を検討してきました。

検討委員会から、今後も、町立保育所全てを継続して益城町が運営することは難しく、民間活力を活用し、「公私連携型保育所」へ移行することが一番望ましい有効な選択肢であるという答申を受け、町にて、令和9年4月から第2保育所を公私連携型保育所に移行することを決定しました。詳細については、検討委員会からの答申を確認ください。

https://www.town.mashiki.lg.jp/ki_ji0036252/index.html

この答申に沿って、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の8第1項に規定する公私連携保育法人として保育所の運営を行う法人を次のとおり募集します。

【留意事項】

公私連携型保育所は、通常の私立保育施設と同様、公定価格による施設型給付費を基に運営する施設です。

しかしながら、通常の私立保育施設の運営と制度的に異なる可能性があります。応募にあたっては、応募法人にて十分に相違点を確認の上、申込を行ってください。

○ 本募集要綱のスケジュール

	実施事項	実施時期（予定含む）
1	募集開始	令和7年8月25日 月
2	第1回_質問受付期間	令和7年8月25日 ~ 令和7年9月17日 水
3	第1回_施設見学会（任意）	令和7年9月6日 土
4	参加表明受付期間	令和7年8月25日 ~ 令和7年10月3日 金
5	事前審査結果通知	令和7年10月8日 水
6	第2回_施設見学会	令和7年10月14日 ~ 令和7年10月27日 月 火
7	第2回_質問受付期間	令和7年10月14日 ~ 令和7年10月31日 金 火
8	企画提案書提出期間	令和7年10月14日 ~ 令和7年11月28日 金 火
9	プレゼンテーション審査（予定） この期間での実施を予定しています。	令和7年12月20日 ~ 令和7年12月24日 土 水
10	審査結果通知	令和8年1月中旬

1 法人の要件

- (1) 「社会福祉法人」（以下「応募資格法人」という。）の法人格を有すること。
- (2) 法人の本部が、熊本県内にあり、緊急時に統括責任者が1時間以内に益城町へ駆け付けられること。
- (3) 令和7年4月1日現在、熊本県内で、認可保育所（保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園）を直接運営し、かつ、5年以上運営した経験を有すること。
- (4) 社会福祉事業に熱意と識見を有する者であること。
- (5) 申請時において、自己資金として、益城町立第2保育所の年間事業費の12分の1に相当する額（900万円程度）以上の自己資金を有すること。
- (6) 法第35条第5項各号に掲げる基準に適合していること。
- (7) 法令、関係通知等を遵守し、申請をした法人自らが公私連携型保育所を運営すること。

と。

(8) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 過去に法第58条各項の規定による認可の取消しを受けた者
- イ 過去に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第40条第1項の規定による確認の取消し又はその全部若しくは一部の効力の停止を受けた者
- ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者の指定を取り消された者（法人の責めに帰することができない指定の取消しを除く。）
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定に該当する者（地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触する者に該当する者）
- オ 益城町から益城町物品購入及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成21年益城町告示第47号）に基づく指名停止を受けている者
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を開始している者
- キ 法人の代表者その他の役員が暴力団等の暴力的組織の構成員である者その他公序良俗の観点から公私連携保育法人としてふさわしくない者であると認められる者
- ク 法人の代表者その他の役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3（強制執行行為妨害等）又は第198条（贈賄）に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者
- ケ 益城町職員が役員及び構成員となっている者
- コ 法人税及び法人住民税について滞納がある者

2 公私連携型保育所に移行させる施設の概要

(1) 名 称 益城町立第2保育所

(2) 所在地 上益城郡益城町大字砥川125番地の1

(3) 既存施設概要

ア 構造	鉄筋コンクリート造 平屋建て
イ 敷地面積	1,292.51㎡ (公簿面積)
ウ 延床面積	386.70㎡
エ 設置年月	昭和61年4月
オ 施設内容	
	事務室 24.00㎡
	調乳室 3.00㎡ (令和5年度_改修済み)
	沐浴室 9.00㎡ (令和5年度_改修済み)
	保育室 (すみれ) 30.60㎡ (乳児室含む)
	保育室 (たんぽぽ) 45.50㎡
	保育室 (きく) 56.00㎡
	保育室 (さくら) 85.50㎡ (ステージ等含む)
	調理室 24.30㎡
	休憩室 12.92㎡
	児童トイレ (2か所) 36.50㎡ (令和5年度_改修済み)
	その他 59.38㎡
カ 利用定員	75人 (0歳6人、1歳8人、2歳12人、3歳15人、4歳16人、5歳18人)
キ 入所人数	74人 (令和7年3月1日時点、令和6年度末) (0歳8人、1歳10人、2歳10人、3歳16人、4歳13人、5歳17人) 74人 (令和7年4月1日時点、令和7年度当初) (0歳6人、1歳11人、2歳12人、3歳15人、4歳17人、5歳13人)

3 公私連携保育法人の指定に係る協定

法第56条の8第2項の規定により、公私連携保育法人の指定に当たり、あらかじめ次に掲げる事項について定める協定を締結することとします。

(1) 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地

名称

益城町立第2保育所

(※協議の上、名称を変更することができます。ただし、保護者も含めた三者協議会での承認が必要です。)

所在地

上益城郡益城町大字砥川125番地の1

(2) 公私連携型保育所における保育及び子育て支援事業に関する基本的事項

別紙1の公私連携保育法人が行う保育及び子育て支援事業の基準（以下「別紙1の基準」という。）によることとします。

なお、延長保育事業（子ども・子育て支援法第59条第2号の時間外保育であって、同号に規定する利用時間帯以外の時間において行うものをいう。以下同じ。）を必須とします。また、保育の提供に関し、当分の間は、現益城町立第2保育所における保育の方針及び方法等を踏襲し、一方的に無理な変更は行わないこととします。

また、副食費や延長保育事業に係る保護者の負担金は、町内統一としており、独自設定はできません。

保育所を「認定こども園」に変更することを希望する場合は、町子ども・子育て支援事業計画の見直しが必要となります。また、県への認可変更も必要となりますので、連携協定後の調整となります。

独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に職員を加入させる場合、公私連携型保育所は、「申出施設等」に分類され、掛金が「社会福祉施設等」に比べ、3倍になります。町から費用の補填はありませんので、全額法人の負担となります。

(3) 益城町による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する事項

現益城町立第2保育所の土地（1,292.51㎡）については無償での貸付けとします。

なお、保護者、職員駐車場の土地（625.00㎡）に関しては有償（年間：当該年度の町固定資産評価額÷0.7×0.06）での貸付けとします。

（参考：令和7年度年額：183,400円）

また、現益城町立第2保育所園舎（付属家含む。）、既存備品（リース物件、庁用

て保育等の内容又は保育等に伴う業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを除く。)

イ 益城町の承認を得ずに、公私連携型保育所を協定に定める保育その他の事業以外の用途に供すること。

ウ 益城町の承認を得ずに、公私連携型保育所の用地の形状又は形質を変更すること。

エ 公私連携型保育所を転貸すること。

オ 益城町の承認を得ずに、公私連携型保育所の用地に建築物を建築し、又は工作物を設置すること。

カ アからオまでに定めるほか、協定に関し重大な背信となる行為を行うこと。

(7) その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

ア 公私連携保育法人は、現園舎で保育の提供を行うこととします。

イ 公私連携型保育所における業務の実施に当たっては、法その他の関係法令及び益城町の関係条例・規則その他の規定を遵守しなければなりません。

ウ 別に定める様式により年度ごとに事業計画書と事業報告書をそれぞれ町長が指定する日までに提出するものとします。

エ 候補法人（13の審査及び選考により公私連携型保育法人の候補者として選定された法人をいう。以下同じ。）は、指定に先立ち、6か月を上限に町長が必要と認める期間は、現在の益城町立第2保育所に候補法人の職員である保育士等を派遣し、次に掲げる引継ぎの内容を踏まえ、調整保育業務（個々の児童の状況等を把握するとともに、益城町立第2保育所に入所する児童及び当該児童の保護者との信頼関係を構築することを目的として、法人の雇用する保育士等が現保育士等と共同で保育を実施することをいう。）に従事させるなど、適切に引継ぎを行うものとします。この調整保育業務に必要な経費については、候補法人と協議の上、益城町が予算に計上し、派遣の実績に基づき負担するものとします。ただし、町長が調整保育業務を必要としないと認める場合は、この限りではありません。

(ア) 児童に関する健康・発育状況などの記録をもとに、児童一人一人の生活の様子や状況などを調整保育業務等により確実に引継ぎを行うこと。

(イ) 保育目標や保育計画、指導計画、各クラスにおける保育の内容や児童の受け入れと引き渡しなど日々の保育の流れ、年間行事、月間行事、給食、保健衛生、施設管理、安全対策、保護者・地域との関係など運営全般について引継ぎを行うこと。

(ウ) 候補法人は、益城町公私連携型保育所の設置に係る三者協議会設置要綱に定

める三者協議会に代表者を参加させること。

オ 候補法人は、エ（ア）及び（イ）に定める引継ぎの内容を標準として、益城町の承認を受けた上で、引継ぎに係る計画を策定するものとします。益城町は、この計画に基づく引継ぎの進捗を管理し、必要に応じて指導を行うものとします。

カ 管理口座及び区分経理については、公私連携保育法人が運営する公私連携型保育所に係る経費及び収入は、法人自体の口座とは別の口座で適切に管理し、公私連携型保育所の業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理するものとします。

キ 公私連携保育法人は、保育所（幼稚園、認定こども園、地域型保育事業含む）において2年以上の所長の実務経験を有する者を公私連携型保育所の専任の所長として配置するものとします。

ク 公私連携保育法人は、別紙1の基準に基づき、安定した雇用条件の下、質の高い職員を確保し、経験と年齢のバランスが取れた職員配置とするものとします。

ケ 公私連携型保育所の運営の開始に当たっては、益城町と協議し、その承諾を得た上で、現益城町立第2保育所に勤務する会計年度任用職員をできる限り採用し、保育の連続性の確保に努めるものとします。ただし、町長が必要ないと認めるときはこの限りではありません。なお、当該採用に当たっては、益城町と協議することとします。

コ 公私連携保育法人は、給食提供に係る食料品の調達にあたっては、従来の益城町内の事業者からの調達を基本に対応するものとします。また、可能な限り、熊本県産、益城町産の食材を取り入れることを心掛けるものとします。

サ 現第2保育所では、下記の業者に調理業務を委託しています。令和8年度で契約期間が満了することから、業務委託を継続するかは、参加法人の判断に委ねます。

調理業務受託業者：株LEOC

東京都千代田区大手町1丁目1番3号 大手センタービル17階

契約金額（参考※）：年間13,992,000円

※ 町立第5保育所と2園で契約をしているため、参考値として記載しています。

令和5年度に契約を締結しているため、人件費の高騰等で、金額が変更となる可能性があります。

シ その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し、町長が必要と認める事項については別に定めることとします。

4 委託費等の支払

(1) 委託費

益城町は、毎月初日における年齢ごとの在籍児童の人数に応じて、子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する委託費を支払います。なお、児童が月途中に入所し、又は退所した場合は、年度末に精算を行います。

(2) 委託料及び補助金

ア 委託料（延長保育事業補助金相当額）

益城町は、益城町延長保育事業補助金交付要項（平成27年益城町告示第76号）の規定に準じて、法人が実施する延長保育事業の実績に応じて委託料を支払います。

イ 運営補助金（障害児保育事業費補助金相当額）

益城町は、益城町障害児保育事業補助金交付要綱（平成15年益城町告示第13号の1）の規定に準じて、法人が実施する障害児保育事業の実績に応じて補助を行います。

ウ 令和9年度以降、益城町内の私立保育所に対して実施する補助事業（保育補助者雇上強化事業等）について補助を行います。

5 募集要綱の配布

(1) 問合せ先 益城町役場こども未来課保育係（益城町大字宮園702番地）

(2) 配布開始 令和7年8月25日（月）

(3) 配布方法 益城町ホームページ

※ 応募書類については、窓口での配布はしておりません。ホームページよりダウンロードをしてください。

6 募集要綱等についての質疑（第1回質疑応答）

(1) 質疑締切 令和7年9月17日（水）午後5時まで

(2) 提出様式 益城町ホームページに掲載する別紙4質問書による。

(3) 提出方法 益城町役場こども未来課保育係へメールで送信してください。

(E-mail : hoiku-propo@town.mashiki.lg.jp)

メール送信後は、着信の確認をしてください。

(4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和7年9月24日（水）までに益城町ホームページに掲載します。この方法以外での回答は、一切行いません。

7 第1回施設見学会（任意）

下記のとおり、見学会を開催します。見学を希望する場合は、申込をお願いします。

- (1) 日 時 令和7年9月6日（土）午前9時30分（30～60分程度）
- (2) 会 場 益城町立第2保育所（益城町大字砥川125番地の1）
- (3) 内 容 公私連携保育法人募集に関する施設見学（益城町立第2保育所）
- (4) 申込み

令和7年9月4日（木）午後5時までに別紙3の1（益城町公私連携保育法人募集見学参加申込書）に記入の上、メールにより、益城町役場こども未来課保育係宛に送信してください。（E-mail：hoiku-propo@town.mashiki.lg.jp）

メール送信後は、着信の確認をしてください。

9月5日（金）午後5時までに受付票を返信しますので、印刷の上、ご持参ください。受付票がない場合、参加はできませんので、ご注意ください。

(5) 注意事項

申込者全体の見学会になります。会場での質問に関しては一切受け付けません。質疑がある場合は、質疑応答期間に質問ください。また、見学会当日は、土曜保育を実施中であるため、当日体調が優れない場合は、参加を控えてください。

8 参加表明受付期間

- (1) 提出先 益城町役場こども未来課保育係（1階 8番窓口）
- (2) 提出期間 令和7年8月25日（月）から10月3日（金）まで
- (3) 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (4) 提出方法 事前に連絡のうえ、直接持参してください。
郵便等による提出は、受け付けません。

(5) 提出書類

別紙2（益城町公私連携保育法人指定申請書類）に記載の書類のうち、次の書類を1部提出してください。なお、各書類には、ページ番号、表紙・目次を付けるとともに、左綴じとし、書類名（略称可）が分かるよう右端にインデックスを添付して、A4判のファイルに綴じてください。

その際の書類の順番は、別紙2（益城町公私連携保育法人指定申請書類）に掲げる順番にしてください。

- ① 益城町公私連携保育法人指定申請書 別記第1号様式
- ② 公私連携型保育所職員計画書 別記第1号様式の別添1
- ③ 公私連携型保育所運営等に関する調書 別記第1号様式の別添4
(その1及びその2)
- ④ 指導監査指摘事項調書 別記第1号様式の別添6
- ⑤ 別紙2 益城町公私連携保育法人指定申請書類
- ⑩ その他の提出書類 ア～コ

9 事前審査

(1) 書類審査（第1次選考）

提出された書類について、書類審査を実施します。

申請者の出席は、必要ありません。

ア 日程 令和7年10月上旬（予定）

イ 会場 益城町役場

(2) 選考基準

別紙1の基準に掲げる事項について、書類により、次に掲げる選考基準に従って審査します。

選考基準

項目	No	評価項目	評価内容	小計
一次選考	1	事業者の基本方針	経営・保育所運営の基本理念について	30
			保育目標・方針について	
			児童福祉事業への熱意について	
			応募動機について	
	2	経営の安定性と計画の妥当性	事業者の経営状態と事業の継続性について	52
			保育所の運営実績	
			保育所以外の児童福祉事業の運営実績	
危機管理に関する考え方について				
3	指導監査状況	引継ぎの計画と在園児・保護者への配慮	18	
		指導監査の指摘事項及び外部評価の取組状況について		

(3) 審査結果の通知

上記の選考基準に基づき、**10事業者程度**を書類審査にて選定します。

審査結果については、令和7年10月8日（水）までに文書にて通知します。

10 第2回施設見学会

「9 事前審査」にて、選定を受けた事業者（以下「企画提案依頼事業者」という。）の方向けに「町立第2保育所」の施設見学会を実施します。

なお、企画提案依頼事業者の方は、できる限り出席をしてください。

(1) 日 時 令和7年10月14日（火）から10月27日（月）まで（1時間程度）

※ 時間については、別途指定します。

(2) 会 場 益城町立第2保育所（益城町大字砥川125番地の1）

(3) 内 容 公私連携保育法人募集に関する施設見学（益城町立第2保育所）

(4) 申込み

令和7年10月10日（金）正午までに別紙3の2（益城町公私連携保育法人募集見学参加申込書）に記入の上、メールにより、益城町役場こども未来課保育係宛に送信してください。10月10日（金）午後5時までに受付票を返信しますので、ご持参ください。受付票がない場合、参加はできませんので、ご注意ください。

11 施設見学後の質疑（第2回質疑応答）

(1) 質疑期間 令和7年10月14日（火）から10月31日（金）午後5時まで

(2) 提出様式 益城町ホームページに掲載する別紙4質問書による。

(3) 提出方法 益城町役場こども未来課保育係へメールで送信してください。

(E-mail : hoiku-propo@town.mashiki.lg.jp) メール送信後は、着信の確認をしてください。

(4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和7年11月7日（金）までに選定を受けた事業者の方全員に返信します。この方法以外での回答は、一切行いません。

12 企画提案書提出期間

- (1) 受付期間 令和7年10月14日（火）から11月28日（金）まで
 (2) 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
 (3) 提出部数

(6) 提出書類	原本	副本
①～⑨	1部	8部
⑩	1部	

- (4) 提出先 益城町役場こども未来課保育係

※ 事前に連絡のうえ、直接持参してください。郵便による提出は、受け付けません。

- (5) 提出形式

提出形式は、別紙2（益城町公私連携保育法人指定申請書類）を参照してください。

また、各書類には、ページ番号、表紙・目次を付けるとともに、左綴じとし、書類名（略称可）が分かるよう右端にインデックスを添付して、A4判のファイルに綴じてください。その際の書類の順番は、別紙2（益城町公私連携保育法人指定申請書類）に掲げる順番にしてください。

- (6) 提出書類

別紙2（益城町公私連携保育法人指定申請書類）に記載の書類のうち、次の書類を提出してください。

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| ① 益城町公私連携保育法人指定申請書 | 別記第1号様式 |
| ② 公私連携型保育所職員計画書 | 別記第1号様式の別添1 |
| ③ 保育所職員体制調書 | 別記第1号様式の別添2 |
| ④ 所長予定者の経歴書 | 別記第1号様式の別添3 |
| ⑤ 公私連携型保育所運営等に関する調書
(その1～その4) | 別記第1号様式の別添4 |
| ⑥ 申請に係る誓約書 | 別記第1号様式の別添5 |
| ⑦ 指導監査指摘事項調書 | 別記第1号様式の別添6 |
| ⑧ 収支シミュレーション | 別記第1号様式の別添7 |
| ⑨ 収支シミュレーション（人件費内訳） | 別記第1号様式の別添8 |
| ⑩ 別紙2 益城町公私連携保育法人指定申請書類 | |
| ⑩ その他の提出書類 サ～セ | |

13 審査及び選考に関する事項

公私連携保育法人選考等委員会による書類審査及びプレゼンテーション審査を経て、町長が公私連携保育法人の候補者を選定します。

(1) 面接審査（第2次選考）

公私連携保育法人選考等委員会によるプレゼンテーション審査を実施します。

会場への入室は、1事業者あたり3名までとし、必ず法人理事長（担当理事又は本事業の責任者でも可）と園長予定者や主任保育士予定者、会計担当者など法人の代表者として責任をもって対応できる方の出席をお願いします。

ア 日 程 令和7年12月20日（土）～24日（水）（予定）

※ 詳細は、令和7年12月5日（金）までに別途連絡します。

イ 会 場 益城町役場

(2) 選考基準

別紙1の基準に掲げる事項について、書類及び面接により、次に掲げる選考基準に従って審査します。なお、「9 事前審査」により、配点をした点数を引継ぎます。

※ 同一項目について、過半数の委員が4割以下の点数を付けた項目がある場合又は、総獲得点数の平均点が**7割**に満たない場合は、その事業者は選定されないものとする。

選考基準

項目	No	評価項目	評価内容	小計
一次選考	1	事業者の基本方針	経営・保育所運営の基本理念について	30
			保育目標・方針について	
			児童福祉事業への熱意について	
			応募動機について	
	2	経営の安定性と計画の妥当性	事業者の経営状態と事業の継続性について	52
			保育所の運営実績	
保育所以外の児童福祉事業の運営実績				
危機管理に関する考え方について				
3	指導監査状況	引継ぎの計画と在園児・保護者への配慮	18	
		指導監査の指摘事項及び外部評価の取組状況について		
二次選考	4	事業の運営方針	職員の人材確保のための方策	76
			園長予定者の経歴と職員に対する研修、人材育成に対する考え方及び保育に係るICTの整備状況	
			職員の人件費の設定・福利厚生についての考え方	
			年間保育計画・指導計画策定及び評価に向けての考え方	
			児童虐待に関する対応について	
			町の地域資源・特性の理解と活用や既存の地域連携（町、小学校、地域住民等）の継続と発展、保護者・地域との連携強化策を踏まえた今後の現園舎における保育実施に関する考え方	
			要望、苦情に対する対応について	
			子どもの人権について	
			給食提供体制	
			個人情報保護の取扱いについて	
			医療的ケア児、障がいを持った児童等の受け入れについて	
			5	
	特色ある保育サービスについて			
町の保育事業への貢献について				
公私連携型保育所としての適格性				

(3) 選考結果の通知

ア 面接審査（第2次選考）

面接審査の結果を文書により通知します。通知の時期は、令和8年1月中旬ごろとします。電話等での受け答えは一切受け付けません。

イ その他

審査の結果、公私連携保育法人の候補者としての基準を満たす法人がない場合は、「該当なし」として、改めて公募を行います。

14 公私連携保育法人の指定

候補法人との間で、あらかじめ協議の上、3に規定する協定を締結し、当該法人を公私連携保育法人として指定するものとします。

15 協定が締結できない場合の措置等

候補法人が、次に掲げる事項のいずれかに該当することになった場合は、町は協定を締結せず、又は協定を解除し、公私連携保育法人の指定をしないことがあります。この場合において、益城町は13(1)の面接審査で次順位となった法人（候補者としての基準を満たす法人に限る。）を公私連携保育法人の候補者とし、協議の上、3に規定する協定を締結し、当該法人を公私連携保育法人として指定するものとします。

- (1) 1に規定する法人の要件を欠いたとき。
- (2) 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。
- (3) 選考をした法人の経営状況の急激な悪化等により、事業の実施が確実でないと認められるとき。
- (4) 社会的な信用を著しく損なう等により、公私連携保育法人としてふさわしくないと認められる事実が生じたとき。

16 注意事項

- (1) 指定申請書等の提出後に辞退をする場合は、辞退届を提出してください。
- (2) 申請書類等の内容は、明らかな間違いかつ軽微な事項を除き、変更することはできません。
- (3) 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 益城町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めています。
- (5) 益城町は、公私連携保育法人の選考経過の公表等が必要な場合には、申請書類等のうち必要な内容を公表できるものとします。なお、提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- (6) 申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表をする場合その他、町が必要と認めるときは、申請書等の内容を使用できるものとします。
- (7) 申請に関し必要な費用は、全て申請者の負担とします。
- (8) 審査結果については、応募者全員に文書で通知するとともに、応募の概況(経過等)、審査内容の概要については益城町のホームページで公表します。
- (9) 審査結果に対する異議申立ては受け付けませんが、事前審査を含む選定結果に係る

情報開示請求は、令和8年1月26日（月）午後5時まで受け付けます。この場合の回答は、令和8年2月6日（金）（予定）までに行います。

(10) この要綱に定める事業は、本件事業の実施に係る予算の議案について益城町議会の議決を得ることを条件として進めています。

○ 書類提出先・問合せ先

8 6 1 - 2 2 9 5

熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

益城町役場 こども未来課 保育係（担当 松田、松本）

（電話）096-286-3117 （FAX）096-286-4523

（E-mail）hoiku-propo@town.mashiki.lg.jp